



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 44(3), 157-158
Issue Date	1993-10-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15534
Type	other
File Information	44(3)_p157-158.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○平成五年三月五日(金)午後一時半より

「フランス刑事司法改革——ヨーロッパ・モデルへの冒険」

報告者

白取 祐司氏

出席者

一五名

(北海道大学法学部教授)

フランス刑事司法の特色のひとつは、予審制度に代表される根強い札問主義であると言われるが、同時に、陪審制や被害者の手続参加を認めるなど市民に開かれた側面もある。制度としては比較的安定していたフランスの刑事手続も、近年改革論議が盛んになった。その契機は、二四時間の警察留置や予審制度による人権侵害に対する批判の高まりと、フランスがヨーロッパ人権裁判所の有罪判決を続けて受けるようになったことであ

った。とりわけ、予審制度は、「予審」「判事」という司法官が捜査を主宰する矛盾と、一部の予審判事の質の悪さ、さらには予審勾留期間の長期化といった問題を抱えていた。一九九〇年六月に提出された「刑事司法と人権」委員会、いわゆるデルマスⅡマルティ委員会の最終報告は、予審廃止を含む大胆な刑事手続改革を提唱した。その内容は、手続法定主義、当事者平等、無罪の推定、防禦権尊重など、ヨーロッパ人権条約に示唆されつつ、英米法的要素を大幅に取り入れようというものであっただけに、とりわけ司法官等の法曹実務家から強い反発を受け、この提案はひとまず葬り去られた。委員長デルマスⅡマルティのめざした刑事手続の「ヨーロッパ・モデル」は、受け入れられなかった。

その後、新しい司法大臣の下で、刑事訴訟法の全面改正案が提案されたが(一九九二年二月二六日)、デルマスⅡマルティ報告より穏当な内容にも拘わらず、左派の司法官組合、弁護士組合を除いた法曹関係者の激しい反対にあった。争点は、警察留置におかれた者にどこまで弁護権を認めるか、予審判事の捜査行為に対する抑制を強めるべきか(例えば、合議制、手続無効の場合の拡張等)といった治安と人権が鋭く対立する問題であり、活路を見出すのは至難とみられていた。ところが、末期

の社会党政権は、一九九二年一二月の議会で、一気に新法案を可決してしまった。成立した刑事訴訟法を改正する一九九三年一月四日法律は、予審そのものは存続させるものの、警察留置に接見交通権を認めるなど画期的な制度改革を内容としていた。そのため、予審判事らの不満も強く、三月一日の施行を前にした活発な示威活動もみられた。新法が直面する困難は、いわば「座みの苦しみ」である。その苦しみを越えて、新たな「ヨーロッパ・モデル」が形成されていくに違いない。